

各 局 室 区 長 様

副市長 砂 田 慎 治
副市長 三 浦 淳
副市長 菊 地 義 雄

平成 27 年度予算編成について

平成 27 年度の予算編成を、次により進めるよう通知する。

1 経済状況と国の動向

月例経済報告によれば、我が国経済の基調判断は、「景気は、緩やかな回復基調が続いており、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動も和らぎつつある。先行きについては、当面、消費税率引上げに伴う需要の反動により一部に弱さが残るものの、次第にその影響が薄れ、各種政策の効果が発現するなかで、緩やかに回復していくことが期待される。」とされる一方、「海外景気の下振れが、引き続き我が国景気を下押しするリスクとなっている。」とされている。

これを受けた国政の基本的態度としては、大震災からの復興の加速とともに、デフレからの脱却を確実なものとし、持続的成長の実現に全力で取り組むものとしており、6 月 24 日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針 2014」（いわゆる「骨太の方針」）に基づき、平成 26 年度予算の早期執行、経済の好循環と民需主導の経済成長に向けた環境整備に取り組むことなどを基本的な考え方とし経済財政運営を進める、としている。

平成 27 年度においては、これらの国の経済財政運営の動向とともに、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 69 号）」（いわゆる「税制抜本改革法」）の規定に基づき、平成 26 年中に判断されるとされている「消費税率の 10%への引上げ」や、子ども・子育て支援新制度の導入をはじめとする「社会保障制度の改革」の影響など、その動きをしっかりと注視し、適時適切に対応していく必要がある。

2 本市の財政状況と今後の見通し

本市財政は、平成 25 年度一般会計決算においては、市税収入が 2 年ぶりに前年度と比べ増収となったものの、待機児童の解消をはじめとした社会保障関係施策の充実などにより、扶助費が過去最高の 1,455 億円となり、歳出決算額に占める割合も 25.3%と 4 分の 1 を超える規模となった。

このようなことから、減債基金からの新規借入れを 27 億円活用し、平成 24 年度決算に引き続き 2 年連続で活用したことによりその累計額は 94 億円に達することとなった。

さらに、平成 26 年度においては、7 月 25 日に閣議報告がされた「普通交付税大綱」における本市の普通交付税・臨時財政対策債の額が 102 億円にとどまり、前年度に比べ 58 億円の大幅減となったところである。

特に、この金額は予算計上額に比べ 67 億円下回るものであり、平成 26 年度の予算執行及び平成 27 年度予算編成に甚大な影響を与えるものである。

こうしたことから、平成 26 年度予算執行についても、全庁をあげた緊急措置を行う必要があり、別途通知することとした。

このような状況の中、国の「中長期の経済財政に関する試算」を基礎データとして算定した**本市の「財政収支の中長期推計」**では、一定の経済成長と職員削減などを見込んだケース（資料 1）においても、社会保障関係経費の増加の一方で、上記の普通交付税・臨時財政対策債の減が平成 27 年度の予算にも影響を及ぼすことから、**平成 27 年度**は、前年度に比べて**市税及び地方消費税交付金が 112 億円の増**となる反面、**普通交付税及び臨時財政対策債が 159 億円の減**となり、**歳入全体では 69 億円の減少**となるなど、**194 億円の収支不足が見込まれている**ところである。

さらに、ここ数年においては、**毎年度 200 億円程度の収支不足**が見込まれており、その後においても高齢化のさらなる進展などにより、**本市財政は極めて厳しい状況が続く**ものと想定される。

3 予算編成の基本的な考え方

平成 27 年度予算については、市長の進める政策及び本市の極めて厳しい財政状況を踏まえ、次の考え方に基づいて予算編成に取り組むものとする。

（1）「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」を実現する主要施策の着実な推進

最新の人口推計によれば、本市では、当面は人口の増加が続くものの、中長期的には人口増加から減少に転換するとともに、少子高齢化がさらに進展するものと見込まれているところである。

こうした中においても、「最幸のまちのシンボル」である「子どもたちの笑顔」のあふれるまちの実現は平成 26 年度予算において最優先課題と位置付けたところであり、その具体的な施策である「待機児童の解消」と「中学校給食の導入」については、平成 26 年度の取組を平成 27 年度予算に着実に反映していく必要がある。

また、災害に強いまちづくりや、高齢者が元気に生きがいを持って暮らせるまちづくり、障害者施策、教育改革など、身近な市民生活を支える「安心のふるさとづくり」についても進めていく必要がある。

一方、こうした「安心のふるさとづくり」を進め、将来にわたって安定的に提供していくためには、本市が今後も持続的に成長していくことが必要不可欠であり、少子高齢・人口減少社会においても成長が見込まれる、産業分野におけるイノベーション、隣接する国際空港・羽田や川崎港を通じて世界とつながる臨空都市としての利点を生かすための拠点整備など、「力強い産業都市づくり」を進めていく必要がある。

したがって、「安心のふるさと」と「力強い産業都市」の二つの調和によって、「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」を実現するため、主要施策については、現在進めている「新たな総合計画」の策定作業と連携しながら着実に推進するものとする。

(2) 国内外の社会・経済状況や国施策の動向など、環境変化への的確な対応

7月25日の経済財政諮問会議では、平成27年度国家予算の全体像として、「国・地方の基礎的財政収支赤字対GDP比半減目標の着実な達成」、「社会保障も非社会保障も聖域とせず、国も地方も歩調を合わせて大胆に歳出を見直し、メリハリのついた予算」、「従来の延長線上で歳出を安易に継続・拡大するのではなく、経済効果を踏まえて、メリハリをより強化」とされている。

また、主要歳出項目についての取組を見ると、社会保障については、「自然増について高齢化による増加とそれ以外の要因による増加などその内容を厳しく精査することを含めて聖域なく見直し、効率化・適正化する」、社会資本整備については、「投資対効果を確認しつつ、民間活力の最大限の発揮等による効率化を進める」、「インフラの長寿命化やトータルコストの縮減などのマネジメントを重視」、地方財政については、「国の取組と基調を合わせ、地方財政計画の計上の見直しを行いつつ、必要な財源を確保することで、メリハリを効かせて歳出の重点化・効率化を図る」とされている。

本市においても、こうした国の施策の動向や環境変化などにも的確に対応し、予算に反映していくものとする。

(3) 財政健全化と持続可能な財政構造の構築

多様化・高度化する行政需要に的確に対応していくためには、本市においても、国施策の動向を踏まえて、限られた財源の効率的・効果的な配分などの、財政の健全化に向けた取組を着実に推進することが必要であり、真に必要な施策・事業の着実な推進と、持続可能な行財政基盤の確立を両立する取組を進めることが必須である。

したがって、財政収支推計を踏まえた中長期的視点にたって施策・事業の調整を進めつつ、平成26年3月に策定した「行財政運営に関する改革プログラム」の成果を平成27年度予算に着実に反映するとともに、現在進めている「行財政改革に関する計画」の策定作業と緊密に連携し、全職員が、市民感覚と市民目線にたち、知恵と工夫とやる気をもって、「聖域なき見直し」と「3D改革」を進め、財政健全化と持続可能な財政構造の構築を図るものとする。

4 予算編成に際しての留意点

基本的な考え方を踏まえ、具体的に以下の点に留意し、予算編成を進めるものとする。

(1) 主要施策の具現化

主要施策の具現化及びその早期かつ着実な推進に向けて所要の予算措置を講じる。

(2) 事業の重点化と効率化

人口推計や財政収支推計を前提として、限られた財源を効率的・効果的に配分するため、「新たな総合計画」、「行財政改革に関する計画」の策定作業と的確に連携し、将来の財政負担に配慮しながら施策の優先順位を明確化させるなど徹底した事業の重点化と、対象や目的、効果が重複している施策や民間活力の活用が可能な施策の効率化を進める。

また、平成 26 年 7 月に策定した「使用料・手数料の設定基準」に基づく「行政コストの見える化」により、「管理運営コストの縮減」と「受益と負担の適正化」を進めていく必要がある。

(3) 民間資金活用などの事業手法の見直し

市民感覚と市民目線から事務事業の見直しを積極的に進める。

見直しにあたっては、決算分析や事業進捗の検証とともに、施策評価等の結果を十分に反映させる。

また、サービスの安全性・継続性の確保や費用対効果などを考慮しつつ、さらなる民間活用に向けた事業手法等の検討を進め、民間資金等のより柔軟な活用を図る。

(4) 財源の確保に向けた取組の推進

市有財産の有効活用の取組など、新たな財源の確保に努めるとともに、川崎市債権管理条例の趣旨を踏まえ、負担の公平性の観点から債権確保に努め、さらなる収納率の向上に向けて、取組を一層推進する。

(5) 適切な市債の活用

市債については、世代間の負担の公平性という趣旨を踏まえ、適切な活用を図る。

また、各局区においては、「款別公債費配分表」（資料 2）により債務残高を十分意識したうえで、適正かつ効果的な市債活用を図る。

さらに、財政健全化判断比率等の財政指標や基礎的財政収支（プライマリーバランス）に留意するなど、後年度の財政負担にも十分配慮する必要がある。

(6) 国の制度変更等への的確な対応

国の予算編成や地方財政対策、社会保障・税一体改革など制度変更等に対して、その動向の把握に努め、迅速かつ的確な対応を図る。

特に、消費税率の10%へ引上げに関しては、平成26年中に判断されることとなるため、その影響について情報収集を行うとともに十分精査し、的確な対応を図る。

(7) 区への分権推進

「身近な課題は身近なところで解決する」という「補完性の原則」に基づき、地域社会を構成する各主体の創意工夫を活かし、その力が一層発揮できる環境づくりに取り組むとともに、区役所の権限強化の方向性に沿った対応を図る。